平成２７年（フ）第３６３号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目58番１－134号　座間東原共同住宅
債務者　野坂　康彦
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３７６号
神奈川県座間市小松原１丁目16番27―204号　グランパーク南林間
債務者　五十嵐奉朝
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２７０号
静岡県裾野市公文名721番地の４　クレール天神103
債務者　手代木美穂
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第４６号
北海道芦別市上芦別町94番地の202
債務者　西垣　太一
1　決定年月日時　平成27年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
北海道斜里郡小清水町字小清水131番地の50
債務者　佐々木　等
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２７年（フ）第２８１号
盛岡市仙北２丁目15番31号
債務者　佐藤　　正
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２８７号
岩手県紫波郡矢巾町大字藤沢第７地割22番地４　ヴィラエゾＡ204号、旧住所盛岡市東山１丁目18番24号　ラフォンティーヌ東山203号
債務者　刈田　冬美
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２８９号
岩手県久慈市長内町第７地割16番地７　稲村貸家
債務者　菊地　　裕
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第４９号
岩手県奥州市江刺区愛宕字北天間132番地、旧住所北海道江別市文京台東町11番地の６　メゾンフォーレ４階406
債務者　紺野　純一
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第５０号
岩手県奥州市水沢区大手町３丁目20番地
債務者　小野久美子
1　決定年月日時　平成27年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第８４号
茨城県日立市助川町２丁目10番３号、旧住所栃木県那須塩原市豊浦中町100―50　レヂデンス岡野301号
債務者　仲田　清美
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第１２７号
群馬県太田市岩瀬川町222番地１　ウィンディア富岡Ａ―102号、前住所群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸928番地の５
債務者　三間　康弘
1　決定年月日時　平成27年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１６５号
群馬県藤岡市本郷881番地　市住76―２棟９号
債務者　山本　明美
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１１４号
静岡県富士市厚原1378番地の１コーポ井出202号
債務者　村松　賢二
1　決定年月日時　平成27年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２０９号
静岡県富士市岩本581番地　県営団地Ｂ―102号
債務者　中村　勇貴
1　決定年月日時　平成27年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２２３号
静岡県富士市松岡887番地の１　コーポラス中川202号
債務者　村松　雅子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２３３号
愛知県稲沢市小沢１丁目10番30―501号
債務者　福士　建志
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部